

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	マイナンバーによる課税資料のマッチング実施に伴う税情報トータルシステムの改修について
----	--

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【報告】

◇第16条第2項（法令の定めに基づく電子計算機による個人情報の処理システムの開発・重要な変更）

（担当部課：総務部税務課）

事業の概要

事業名	特別区民税・都民税の賦課徴収
担当課	税務課
目的	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1に定める「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収又は地方税に関する調査(犯則事件の調査を含む。)に関する事務」に基づき、マイナンバーによる課税資料のマッチングを実施し、適正課税、事務の効率化を実現する。
対象者	新宿区に送付された課税資料の対象者
事業内容	<p>税務課では、毎年1月頃、前年中の収入情報等が記載された課税資料が提出され、特別区民税・都民税の賦課徴収に係る事務処理を行っている。提出された課税資料に係る情報を、新宿区の住民基本台帳情報と突合させ、その課税資料が誰のものか特定している。その後、課税資料に基づき特別区民税・都民税の金額を計算し、対象者に納税通知書を送付している。</p> <p>現在、課税資料に係る情報と新宿区の住民基本台帳情報の突合を「氏名、生年月日、住所及び納税者番号(※1)」を用いたマッチングによって行い、税情報トータルシステムに収入情報等を登録している。</p> <p>平成27年総務省令第91号や平成26年財務省令第53号により平成28年分以降の収入に係る給与支払報告書(参考16-1)や公的年金等支払報告書(参考16-2)、確定申告書(参考16-3)、寄附金税額控除に係る申告特例通知書(参考16-4)等の課税資料にマイナンバーを記載することになっている(※2)。これらはマイナンバーを共有することによる公平・公正な課税や事務の効率化を目的としている。</p> <p>そこで、税務課では、平成31年2月から、まずは特別徴収分からマイナンバーを用いたマッチングを開始した(平成30年度第6回本審議会了承済)。今年度は、普通徴収分においても、現行のマッチングの前に「マイナンバー、氏名、生年月日」によるマッチングを行うことで、本人特定の精度を向上させることとする。具体的には、記入漏れや誤記などにより、新宿区の住民基本台帳と突合できない課税資料の数が50%以上削減される見込みであり、適正かつ効率的な事務の改善が期待される。そのため、次の改修を行う。(本件データの流れについて、資料16-1-1及び資料16-1-2のとおり)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 税情報トータルシステムが保有する住民番号(※3)とマイナンバーデータベースが保有する住民番号(※3)を紐づけする。 2 1の課税対象者ファイルと課税資料を「マイナンバー、氏名、生年月日」によりマッチングする。 <p>対象数：約210,000件</p> <p>※1…税務署が確定申告書提出者に付番した8桁の識別番号</p> <p>※2…マイナンバーが記載される課税資料は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> ・給与支払報告書 ・公的年金等支払報告書 ・確定申告書 ・寄附金税額控除に係る申告特例通知書 ・特別区民税・都民税申告書 ・報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書 ・配当、余剰金の分配、金銭の分配及び基金利息の支払調書 <p>※3…住民票に住民ごとに記載される番号</p>

件名 マイナンバーによる課税資料のマッチング実施に伴う税情報トータルシステムの改修について

保有課(担当課)	税務課
登録業務の名称	特別区民税・都民税
記録される情報項目(だれの、どのような項目が、どこのコンピュータに記録されるのか)	<ol style="list-style-type: none"> 1 個人の範囲 新宿区に提出された課税資料の対象者 2 記録項目 氏名、住所、生年月日、納税者番号(前頁※1)、収入情報、所得情報、税額控除情報、扶養情報、<u>マイナンバー(※4)</u> ※4…課税資料が送付されてから、その課税資料の内容が新宿区の住民基本台帳によって誰のものか特定するまで税務課職員が取り扱うが、その後削除され税情報データベースには記録されない。 3 記録するコンピュータ 税情報トータルシステム(ホストコンピュータ)
新規開発・追加・変更の理由	<p>正確なマイナンバーを共有することによる公平・公正な課税や事務の効率化を目的として、平成27年総務省令第91号や平成26年財務省令第53号により平成28年分以降の収入に係る給与支払報告書(参考16-1)や公的年金等支払報告書(参考16-2)、確定申告書(参考16-3)、寄附金税額控除に係る申告特例通知書(参考16-4)の各種課税資料にマイナンバーを記載することになっている。そこで、従前のマッチングの前に「マイナンバー、氏名、生年月日」によるマッチングを行うことで、個人特定の精度を向上させ、適正かつ効率的に事務を行うため、税情報トータルシステムを改修する。</p>
新規開発・追加・変更の内容	<ol style="list-style-type: none"> 1 税情報トータルシステムが保有する住民番号(前頁※3)とマイナンバーデータベースが保有する住民番号(前頁※3)を紐づけし、課税対象者ファイルにマイナンバーを追加する機能を追加する。 2 1の課税対象者ファイルと給与支払報告書、公的年金等支払報告書、確定申告書及び寄附金税額控除に係る申告特例通知書を「マイナンバー、氏名、生年月日」によりマッチングする機能及び当該マッチングの可否が判別できる機能を追加する。
開発等を委託する場合における個人情報保護対策	*****
新規開発・追加・変更の時期	<p>令和元年10月から12月まで システム改修 令和2年2月 運用開始</p>